

## 和歌山県地域災害支援医師・地域災害支援看護師制度要綱

### (趣旨)

第1条 和歌山県（以下「県」という。）では、南海トラフ地震等の大規模な災害が発生した場合、災害拠点病院をはじめとする災害時に医療救護活動を行う病院（以下「災害拠点病院等」という。）には、多数の傷病者が搬送され、又は来院することが見込まれ、特に県外からの医療支援が十分ではない災害発生直後の超急性期（以下、「災害超急性期」という。）においては、災害拠点病院等で傷病者対応に当たる医師・看護師が不足し、対応が困難となることが懸念されることから、県は、災害超急性期において、災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「法」という。）等の関係法令に基づき知事が行う災害時の医療救護活動を円滑に行うため、関係団体、災害拠点病院等及びその他関係者と連携協力し、医療救護活動を担う者となる地域災害支援医師及び地域災害支援看護師の活動その他、地域災害支援医師・地域災害支援看護師制度の実施に関し、必要な事項を定める。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

#### (1) 地域災害支援医師

県内に居住する、特定の病院に勤務していない医師免許保有者であって、大規模な災害の発生時に居住地域の最寄りの災害拠点病院等へ参集し、医療救護活動に従事する医師として知事が認めるものをいう。

#### (2) 地域災害支援看護師

県内に居住する、特定の病院に勤務していない看護師免許又は准看護師免許保有者であって、大規模な災害の発生時に地域災害支援医師とともに居住地域の最寄りの災害拠点病院等へ参集し、医療救護活動に従事する看護師として知事が認めるものをいう。

#### (3) 災害拠点病院

災害拠点病院指定要件（「災害時における医療体制の充実強化について」（平成24年3月21日付け医政発0321第2号厚生労働省医政局長通知）別紙）を満たす医療機関として、知事が指定したものをいう。

#### (4) 参集先病院

災害拠点病院等であって、地域災害支援医師及び地域災害支援看護師（以下「地域災害支援医師等」という。）が参集し、活動する病院として知事が指定する病院をいう。

### (業務)

第3条 地域災害支援医師等の業務は、法第2条に基づき知事が、災害が発生した市

町村の区域内において行う救助のうち、法第4条第1項第4号に定める医療として実施される医療救護活動であって、次に掲げるものとする。

- (1) 傷病者の傷病の緊急度や重症度に応じた治療優先順位の決定（トリアージ）
- (2) 傷病者に対する応急処置及び治療
- (3) 傷病者に対する医療救護を実施するために必要な看護業務
- (4) その他医療救護活動に必要な措置

（参集先病院の指定）

第4条 知事は、保健所管轄区域ごとの災害拠点病院等を中心とした災害時の医療救護活動体制を踏まえ、管轄区域内の関係団体、災害拠点病院等の医療機関、市町村、その他関係者と協議の上、参集先病院を指定するものとする。

（協定の締結）

第5条 知事は、災害発生時等の参集先病院における地域災害支援医師等による医療救護活動を円滑に実施するため、あらかじめ当該医療救護活動に必要な指揮命令系統や身分、費用弁償、災害救助法適用時の実費弁償、損害賠償、医事紛争の処理等を定めた協定を関係団体の長との間で締結するものとする。

- 2 本要綱の制定以前に知事と関係団体等の長との間で締結した協定において、前項に規定する事項に相当する事項が定められている場合、当該協定をもって前項の規定により締結された協定とみなす。

（募集及び認定）

第6条 知事は、地域災害支援医師等となる意思のある者を募集し、必要な知識や技能等を習得するための研修を受講し、災害発生時等に参集先病院において医療救護活動に従事することができると認められる者を地域災害支援医師又は地域災害支援看護師として認定するものとする。

- 2 知事は、前項の規定により地域災害支援医師等を認定したときは、関係する参集先病院、関係団体の長に対し、その旨を通知するものとする。

（研修、訓練等の実施）

第7条 知事は、地域災害支援医師等又は地域災害支援看護師等となる意思のある者に対し、参集先病院、関係団体、保健所等と連携し、必要な知識や技能等の習得、維持を図るための研修、訓練等を実施するものとする。

（変更又は辞退の通知）

第8条 知事は、地域災害支援医師等として認定された者から認定事項等の変更又は地域災害支援医師等の活動辞退について届出があったときには、関係する参集先病院、関係団体の長に対し、その旨を通知するものとする。

(参集要請)

第9条 知事は、次の各号に掲げる事由のいずれかが生じたときは、参集先病院の長と協議の上、地域災害支援医師等に対し、本人等の安全を確認し、参集先病院へ参集するよう要請することができる。

- (1) 地震が発生し、県内で震度7を記録したとき。
- (2) その他地域災害支援医師等を参集し、対応することが効果的であると認められるとき。

2 知事は、前項第1号に掲げる事由が生じたことにより地域災害支援医師等が自主的に参集先病院へ参集し、参集先病院の長からその報告を受けたときは、その参集の必要性について判断するものとし、必要と認めた場合は、その参集を前項の規定による知事の要請に基づく参集とみなす。

(活動の終了)

第10条 知事は、地域災害支援医師等による医療救護活動を終了しようとする場合は、地域災害支援医師等に対し、その活動の終了を指示するものとする。

2 前項の規定に関わらず、参集先病院の長又はその指定する者から地域災害支援医師等による医療救護活動の終了の指示があった場合には、地域災害支援医師等はその活動を終了するものとする。

3 参集先病院の長から知事に対し、前項の規定に基づき活動の終了を指示したことについて報告があり、これを知事が承認したときは、第1項の規定に基づく活動の終了の指示があったものとみなす。

(活動報告)

第11条 知事は、参集先病院の長及び地域災害支援医師等に対し、医療救護活動が終了した後は、速やかにその活動に係る報告書を知事に提出するよう、依頼するものとする。

(事務)

第12条 この要綱に関する事務は和歌山県福祉保健部健康局医務課において処理する。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年8月6日から施行する。

# 地域災害支援医師・地域災害支援看護師認定基準

制定 令和3年8月17日

## 1. 趣旨

この基準は、災害時の医療救護活動を円滑に行うため、和歌山県が和歌山県地域災害支援医師・地域災害支援看護師制度要綱（令和3年8月6日制定。以下「要綱」という。）第6条第1項に規定する地域災害支援医師・地域災害支援看護師の認定に関し必要な事項を定めるものとする。

## 2. 用語

この基準において使用する用語は、要綱に定める用語のほか、次号に定めるものとする。

### (1) CSCATTT

災害への体系的な対応に必要とされる「Command and Control(指揮・連携)」、「Safety(安全)」、「Communication(情報伝達)」、「Assessment(評価)」、「Triage(トリアージ)」、「Treatment(治療)」、「Transport(搬送)」の7項目の頭文字を取ったものをいう。

## 3. 地域災害支援医師の認定要件

地域災害支援医師の認定要件は次のとおりとする。

(1) 医師免許を保有していること。

(2) 要綱第7条に定める研修を受講し、以下に掲げる各事項を習得していると認められること。

ア 災害医療（県の災害時医療救護体制やCSCATTT等）を理解している。

イ トリアージの手順を理解し実践することができる。

ウ 参集先病院の組織、施設等を理解し、協働して活動することができる。

## 4. 地域災害支援看護師の認定要件

地域災害支援看護師の認定要件は次のとおりとする。

(1) 看護師免許又は准看護師免許を保有していること。

(2) 要綱第7条に定める研修を受講し、以下に掲げる各事項を習得していると認められること。

ア 災害医療（県の災害時医療救護体制やCSCATTT等）の概要を理解している。

イ 災害看護を理解している。

ウ トリアージの手順を理解し実践することができる。

エ 災害時の心のケアを実践することができる。